

00855

鳥取縣公報

縣令

鳥取縣令第五十三號

第四次土地改良事業補助規程次のやうに改正する。

昭和二十一年七月二十三日

鳥取縣知事 林 敬 三

第二條の一號中小用排水の下に「機械排水」を加へる。

第二條の四號中「開田」を削る。

第三條の一號中但し書を削除し一の次に左の通り加へる。

一の機械排水事業に付ては其の事業費の百分の八十

以内。

第四條の四號中「開田」を削る。

告示

鳥取縣告示第三百八號

昭和二十一年七月廿三日
第一千七百三十號

火曜日

本書ノ本ノサヘ國定規格5A判

理髮、結髮料金の統制額が大藏大臣において次のやうに指定された。昭和二十一年四月鳥取縣告示第九十八號はこれを廢止する。

昭和二十一年七月二十三日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第四條の規定によつて鳥取縣における理髮、結髮等料金の統制額を次のやうに定める。

昭和二十一年七月二十三日

大藏大臣 石 橋 湛 山

一、理髮料金

種 類	最高料金統制額		備 考
	甲 料 金	乙 料 金	
長 髮 二 枚 刈	二、五〇	二、一〇	
丸 刈	二、〇〇	一、七〇	剃髮を含む

額	剃	一、五〇	一、三〇
小人	丸断髮	一、〇〇	八五

二、結髮料金

種	類	最高料金統制額	備	考
和	髮、洋髮	甲料金一乙料金	一、五〇	二、一〇

三、特殊技術料金

種	類	最高料金統制額	備	考
婦人	洗髮	甲料金	二、〇〇	一、七〇
婚禮	衣裳着付	乙料金	二〇、〇〇	一七、〇〇
淑	髮		二〇、〇〇	一七、〇〇
セ	ツ		五、〇〇	四、〇〇

四、前表において小人とは十四歳未満を謂ふ。
 五、前各表料金には手拭、石鹼、調髪用油類は含まず、手拭、石鹼を當該業者が提供した場合は手拭石鹼については四十錢以内ポマード、チツク、香油等については一回二、五瓦以上五十錢以内の實費を前各表料金

に加算でき得る。
 六、傳染病患者又は出張理髪によるものは本表料金の倍額以内とする。

七、前各表料金には特別行爲税は含まない。

八、前各表料金において甲料金、乙料金の區別は所轄警察署長が鳥取縣理髪營業取締規則等を勘案してこれが判定をする。

九、何等の名稱を問はず前各表料金を超ゆることを得ない。

鳥取縣告示第三百九號

山口縣では「コレラ」豫防のため傳染病豫防法第十九條第八號により昭和二十一年七月十二日より當分の間左記區域内における漁撈游泳海水の使用及び鮮魚貝類の陸揚を停止し違反した者は拘留又は科料に處する縣令を公布した旨通報があつたから此の方面の關係者は違反しないやうせられたい。

昭和二十一年七月二十三日

鳥取縣知事 林

敬 三

一、阿武郡三見村クマ崎よりサバ島村端を経てアイ島岬を見透した線とヒ崎より更にオオツ那ヒオキ村イマミ崎を見透した線内。

昭和廿一年七月廿三日印刷
 昭和廿一年七月廿三日發行

鳥取縣公報

昭和四年四月十五日
 第三種郵便物認可

鳥取縣知事 林 敬 三
 行 鳥取縣鳥取市東町 印刷所
 鳥取縣鳥取市東町 印刷所